

「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」 第1回策定委員会

平成30年10月30日(火)
13時30分～15時30分
県庁1001会議室

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 報 告

(1) 山形県運動部活動の実態等について（生徒・保護者、教員）

(2) その他

4 協 議

(1) 方針骨子（案）について

(2) 方針内容について 【別冊方針案】

5 その他

今後のスケジュールについて

6 閉 会

「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」策定委員会 座席表

県教育庁教育次長

柿崎 則夫



県市町村教育委員会
協議会会長

荒澤 賢雄

県高等学校長会

鈴木 慈

県PTA連合会母親委員
長

高見 佳澄

県立保健医療大学
保健医療学部 准教授

井上 京子

県中学校体育連盟会長

高橋 正博

県高等学校野球連盟会長

大沼 敏美

県総合型地域スポーツク
ラブ連絡協議会

齋藤 郁子

県中学校長会

有路 智子

県私立中学高等学校協会
(代理)

関 義人

山形大学
地域教育文化学部教授

鈴木 和弘

県体育協会スポーツ指導員

池田 めぐみ

県高等学校体育連盟会長

齋藤 和哉

県体育協会事務局長

小川 潔

県スポーツ少年団本部委員

早坂 裕子

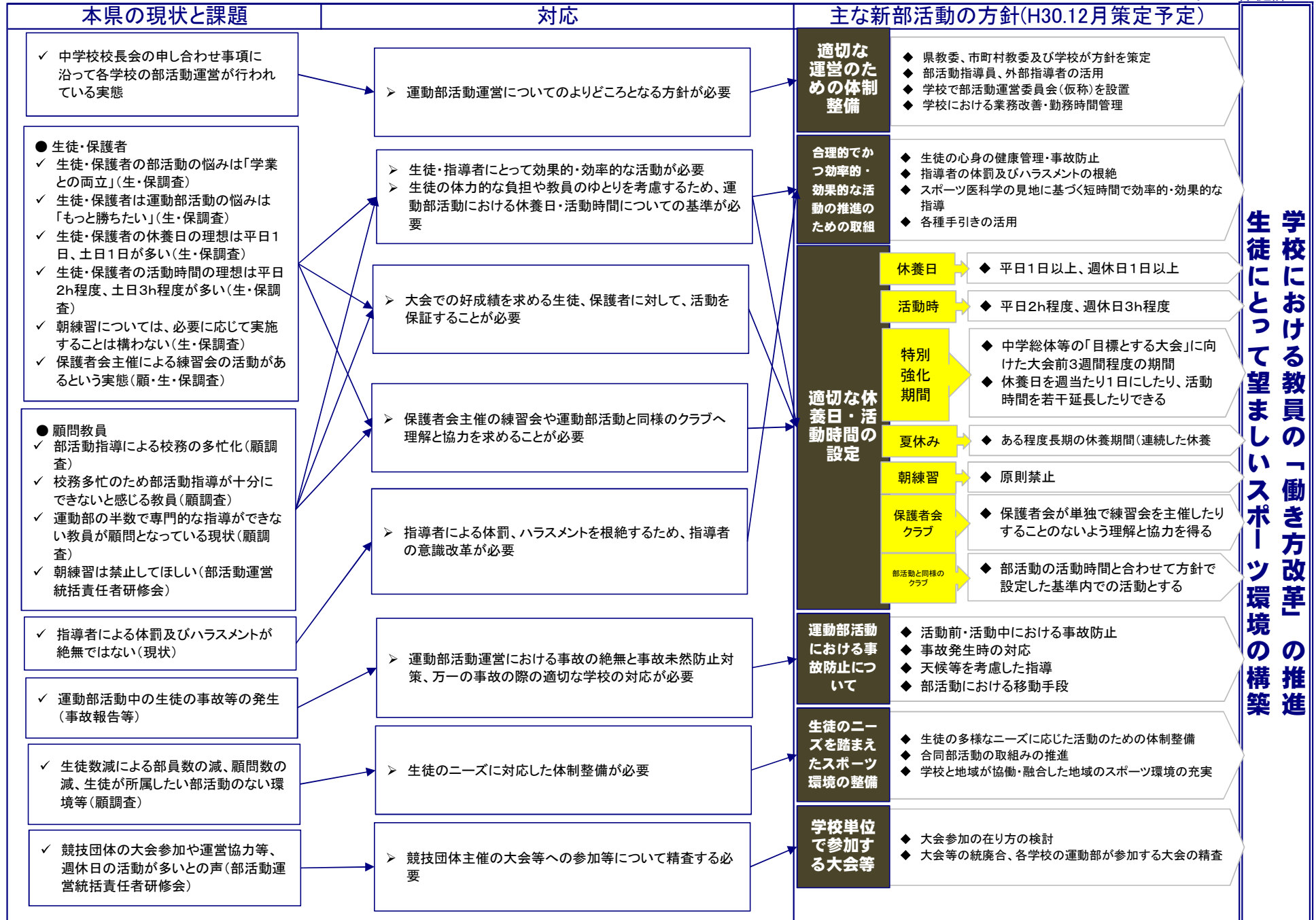
貝田補佐 百瀬課長 村上補佐 栗田補佐

石田 藤原 本間 小笠原 高橋

入口

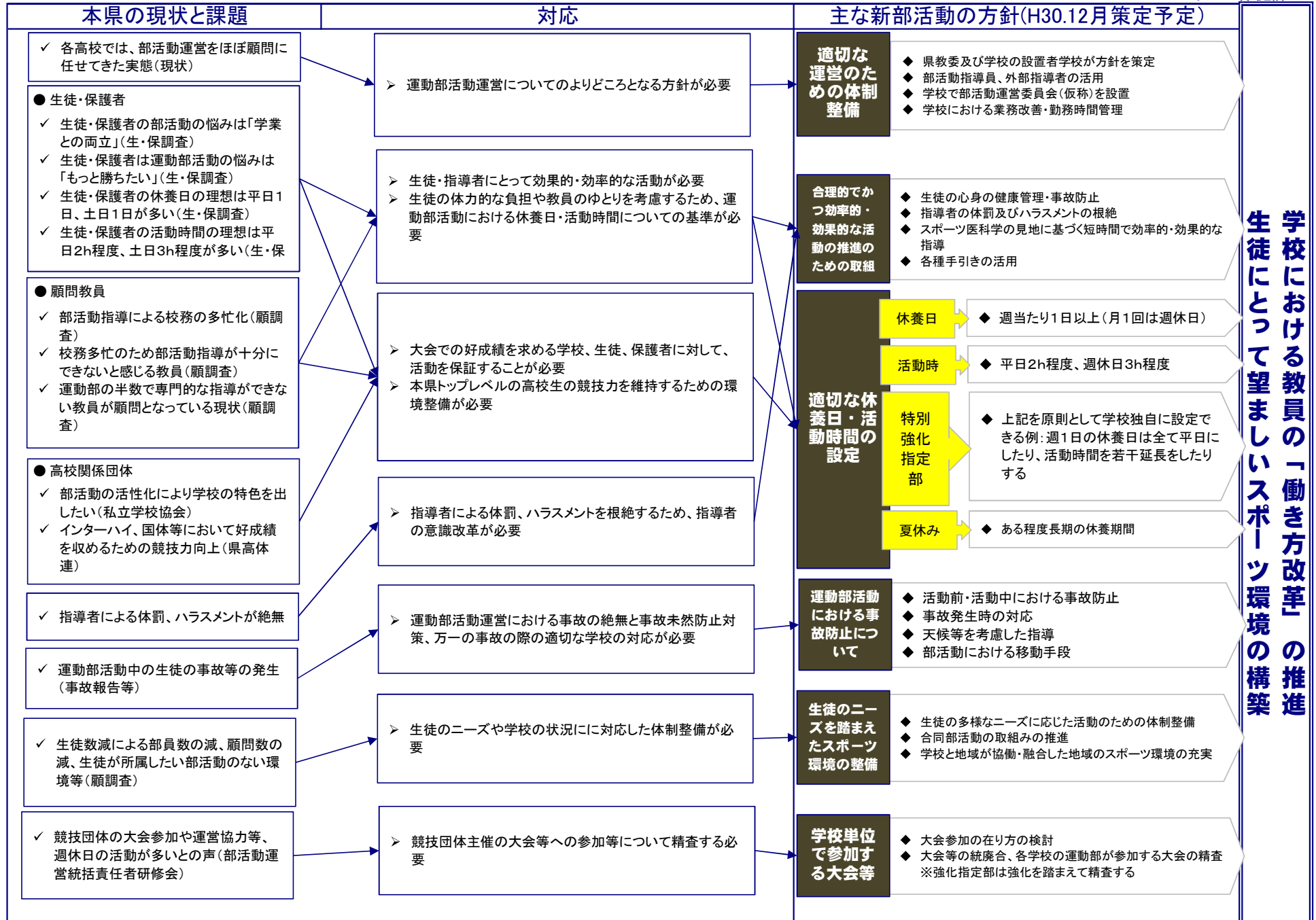
山形県における運動部活動の在り方に関する方針(案): 中学校

平成30年10月30日
スポーツ保健課



山形県における運動部活動の在り方に関する方針(案): 高校

平成30年10月30日
スポーツ保健課



「これからの運動部活動の在り方」(H22.3)と「山形県における運動部活動の在り方に関する方針」(案)の比較

◆休養日・活動時間等の主な比較

| | これからの運動部活動の在り方(H22.3) | 山形県における運動部活動の在り方に関する方針(H30.12予定) | | |
|------------------|--|--|---|--|
| | 中学校・高等学校 共通 | 中学校 | 高等学校 | 高等学校長が必要と認める活動 (強化指定部*1) |
| 休養日 | <ul style="list-style-type: none"> ●活動は月曜～金曜を基本 ●土日に活動する場合はゆとりと健康面に配慮 ●月1回は連続する土日を休養日 ●学校一斉退校日は休養日 | <ul style="list-style-type: none"> ●平日1日以上 ●土日1日以上 ※「特別強化期間」は週1日以上(その分の休養日を別時期に振り替えるなど) | <ul style="list-style-type: none"> ●週1日以上 ※少なくとも月1回は週休日等に休養日を設定する | <ul style="list-style-type: none"> ●週1日以上 |
| 活動時間 | <ul style="list-style-type: none"> ●1日当たりの練習時間はバランスのとれた生活や怪我の予防に配慮 ●土日は4h以内 | <ul style="list-style-type: none"> ●平日2h程度 ●週休日等3h程度 | <ul style="list-style-type: none"> ●平日2h程度 ●週休日等3h程度 | <ul style="list-style-type: none"> ●左記を原則として学校独自に設定することができる |
| 長期休業中の休養日 | <ul style="list-style-type: none"> ●記載なし | <ul style="list-style-type: none"> ●ある程度長期の休養期間を設けること。(連続した休養日の設定) | <ul style="list-style-type: none"> ●ある程度長期の休養期間を設けること。 | |
| 始業前練習 | <ul style="list-style-type: none"> ●記載なし | <ul style="list-style-type: none"> ●原則禁止 | <ul style="list-style-type: none"> ●記載なし | |
| 保護者会主催の練習会*2 | <ul style="list-style-type: none"> ●記載なし | <ul style="list-style-type: none"> ●保護者会が主催することがないよう理解と協力を得る | <ul style="list-style-type: none"> ●記載なし | |
| 部活動と同様なクラブ等の活動*3 | <ul style="list-style-type: none"> ●記載なし | <ul style="list-style-type: none"> ●部活動の活動時間と合わせて上記基準内の活動とすること。 | <ul style="list-style-type: none"> ●記載なし | |

*1 学校の特色を活かすために、学校が独自に指定する運動部活動のこと。

*2 保護者会主催の活動(クラブ)とは、単一学校の単一運動部活動の部員のみで構成し、当該学校の部活動に引き続き活動したり、運動部活動が休養日の時に活動したりすることをいう。

*3 「地域スポーツクラブ」として設置されているものの、学校の部活動顧問や外部指導者がクラブの指導者となっており、構成メンバーが学校の部活動の部員とほとんど変わらないメンバー、学校の部活動に引き続き行われる活動、学校の部活動が休養日の時に活動する活動を指す。